

事業者各位

一般社団法人置賜労働基準協会
会長 佐藤 良吉

「安全衛生推進者能力向上教育(初任時)」の実施について(ご案内)

労働安全衛生法第十二条の二により、常時10人以上50人未満の労働者(パート等含む)を使用する事業場においては、必ず安全衛生推進者を選任し、その者に安全衛生に関する事項を担当させなければならないとされており、また最近の労働災害は、これらの安全衛生推進者を選任しなければならない事業場で多発していることから、安全衛生推進者の質的向上を図ることを目的とした「安全衛生推進者能力向上教育」を実施するよう定められております。(労働安全衛生法第十九条の二)

このたび、下記により標記教育を開催することといたしましたので、安全衛生推進者を選任されている及び選任される予定の事業場におかれては本教育を受講させていただきますようご案内申し上げます。
なお、本教育修了者には修了証を交付いたします。

労働安全衛生法 抜粋

法 第十九条の二

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全衛生推進者その他労働災害防止のための業務に従事するものに対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

注；安全衛生に関する実務経験が、大学・高等専門学校を卒業した者で1年、高等学校を卒業した者で3年に満たない方を選任する場合は、「安全衛生推進者養成講習」の修了が必要ですが、**上記の実務経験を満たしている方を選任なされる場合は、本教育をご受講ください。**

記

1. 日 時 令和元年11月11日(月) 午前9時20分 ～ 午後5時30分まで
2. 会 場 アクティー米沢 (米沢市西大通1-5-5 Tel 21-5655)
3. 教育科目 ① 安全衛生管理の進め方
② 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等
③ 安全衛生教育 ④ 関係法令
4. 受講料 協会会員 10,000円 会員外 14,000円
(テキスト代と当日の昼食代を含む)
5. 申込締切 令和元年11月5日(火) ※定員(36名)に成り次第、申込を締切らせていただきます。

申 込 要 項

- 受講申請
- ・ 下記の申込書に記載・捺印の上、現金を添えて申込みください。
 - ・ FAXで申込みの場合、受講券と振込用紙を送付いたします。
- 注意事項
- ・ 講習日前々日までの受講取消しの際には受講料は全額返金いたします。
 - ・ 申込書記入欄不足の場合はコピーでご対応ください。
 - ・ 受講料の納付がなければ受講申込受付が完了いたしませんので、早目にご納付くださいますようお願いいたします。

※FAX送付先 0238-21-5679

安全衛生推進者能力向上教育受講申込書

| | | | |
|---------|-------------------|----------------------------|---|
| 受 講 者 | (ふりがな) 氏 名 | 生 年 月 日 | ◇ |
| | () | 昭和・平成 年 月 日 | |
| | () | 昭和・平成 年 月 日 | |
| | () | 昭和・平成 年 月 日 | |
| | () | 昭和・平成 年 月 日 | |
| | () | 昭和・平成 年 月 日 | |
| 所 在 地 | 〒 _____ | | |
| | TEL 0238 () | | |
| 事 業 場 名 | (印) | | |
| ご 担 当 者 | 所属部課 | 氏 名 | |

↑ 申込み内容の確認・事務連絡・資料等の送付業務を円滑に計るため、必ずご記入ください。

現金(受講料)を添えて申込みいたします。

※ 上記の通り _____ 名分計 _____ 円 FAXで申込書を送付しますので
送付される振込用紙にて振込いたします。

令和 元 年 月 日
一般社団法人置賜労働基準協会会長殿

No. _____